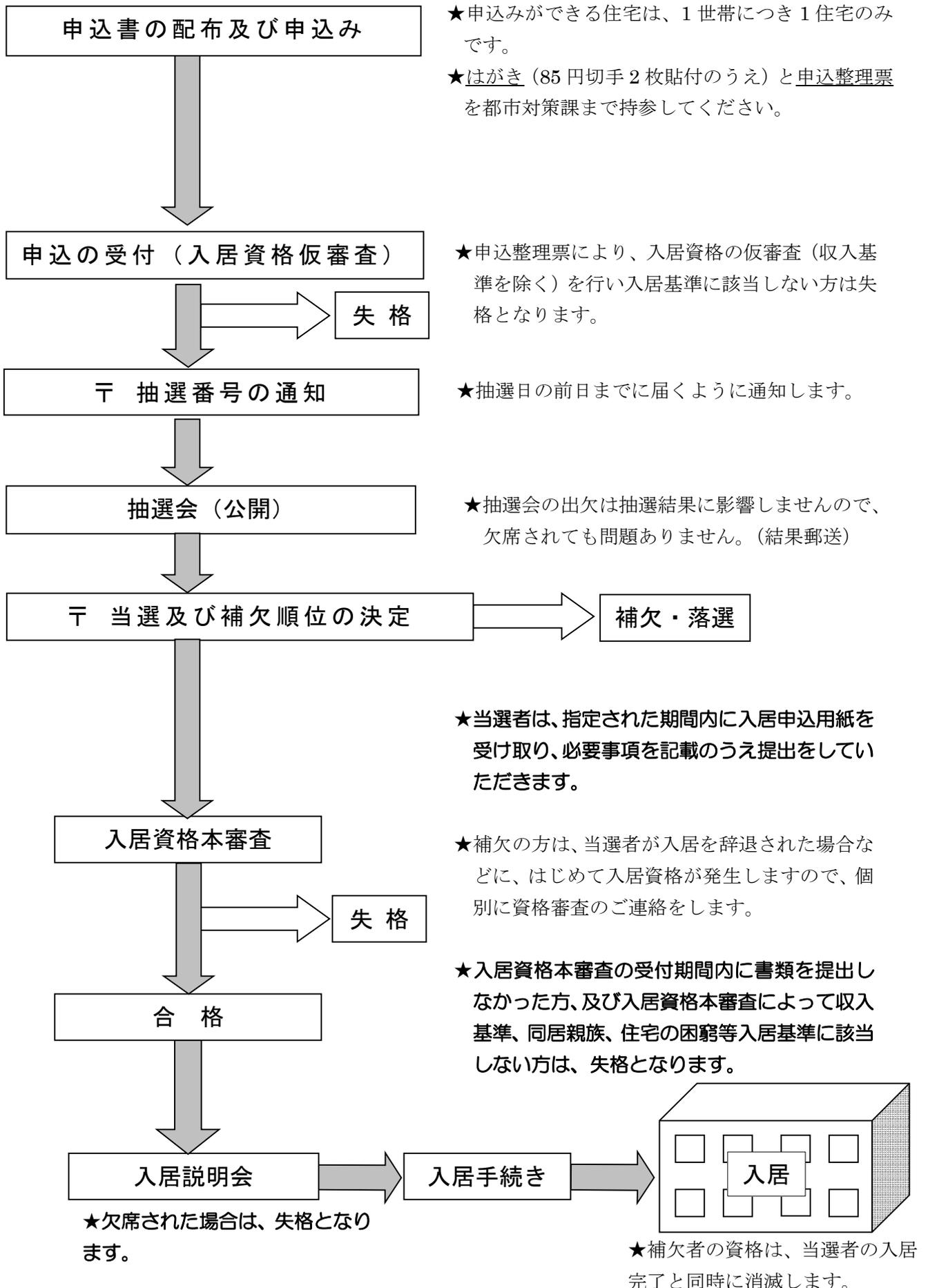


1. 申込みから入居までの順序



2. 入居を希望される方へ〇市営住宅〇

市営住宅は、住宅に困っている低所得の方々のため、市が国の補助を受けて建設したものです。そのため、民間の賃貸住宅と違い市営住宅入居後も公営住宅法・市営住宅条例等に基づき収入基準をはじめ多くの義務や制限が伴いますが、公営住宅制度の趣旨をご理解いただき、快適な共同生活が営めるようお互いの生活を尊重しあいご協力いただきますようお願いいたします。

3. 入居申込資格

① 申込者が成年者であり、筑後市内に住んでいるか、勤務している方。

② 現に同居し、同居しようとする親族がある方

注) 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申し込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。

注) 離婚予定の方は、原則として、入居資格本審査までに離婚を証明する書類（戸籍抄本や離婚届受理証明等）が提出されないときは、失格となります。

注) 内縁関係にある方（住民票で確認できる場合のみ）は、住民票の続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と記載する届出を入居資格本審査までに完了していないときは、失格となります。

注) 性的少数者でパートナーシップ関係にある方も申込できます。この場合、その関係を福岡県が発行した福岡県パートナーシップ宣誓書受領証によって、原則として入居資格本審査までに確認できる方に限ります。

注) 申込書の記載と異なる世帯構成で入居したとき（婚姻予定者の変更を含む）は、失格となります。（ただし、出生・死亡等は除く）

注) 婚姻予定の方は、原則として、入居資格本審査までに婚姻を証明する書類（戸籍抄本や婚姻届受理証明等）が提出されないときは、失格となります。

〇単身での申し込みについて

次のいずれかに該当する方については、単身で申し込むことができます。

ただし、募集住宅一覧表の「**単身入居可能住宅**」とされた住宅のみです。

注) 身体上、精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、住居においてこれを受けられることができず、又は受けることが困難と認められる方は申し込みできません。

1. 60歳以上の方
2. 身体障害者手帳の交付を受けた方で、1級から4級の方
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方で、1級から3級の方
4. 療育手帳の交付を受けた方で、A1からA3、B1・B2の方
5. 戦傷病者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が恩給法別表の特別項症から第6項症まで又は第1款症の方
6. 原子爆弾の被爆者で、医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方
7. 生活保護を受けている方
8. 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方及び中国残留邦人であった方
9. ハンセン病療養所入所者
10. DV被害者で配偶者暴力支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の方、もしくは配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された後5年以内の方

③ 申込者及び同居しようとする親族全員の収入を含め、諸控除後の月収が、15万8千円以下。ただし、次のいずれかに該当する世帯（裁量階層世帯）は、21万4千円以下。

① 60歳以上の方

同居親族があるときは、同居者のいずれもが、60歳以上の方及び18歳未満の方である世帯

② 身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障がいがある1級から4級の方のいる世帯

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級から2級の方のいる世帯

④ 療育手帳の交付を受けている重度又は中度程度（B2又はBの軽度は除く）の方のいる世帯

⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けた方で、身体上の障がいの程度が恩給法別表の特別項症から第6項症まで又は第1款症の方のいる世帯

⑥ 原子爆弾の被爆者で、医療給付について厚生労働大臣の認定を受けている方のいる世帯

⑦ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方のいる世帯

⑧ 平成8年3月31日までの間に、厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方のいる世帯

⑨ 募集期間末日において、中学生以下の子供がいる世帯

④ 現に住宅に困っていることが明らかな方。

注） 申込者または同居しようとする親族において、持家のある場合は申し込みできません。
公営住宅（都道府県・市町村営）の名義人は、原則的に申し込みできません。

⑤ 税を滞納していない方。

注） 申込者または同居しようとする親族で、税金等滞納がある場合は申し込みできません。

注） 入居資格本審査時に、滞納が無いことを証する証明が必要となります。

⑥ 申込者または同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと **注）** 警察署に照会させていただきます。

⑦ 過去に市営住宅に入居していた方については、市営住宅の不正な使用などをしたことがないこと。
・無断退去、家賃の滞納、迷惑行為等のトラブル

⑧ 共同生活を円満にすることができる方

・犬、猫等のペットを飼育することはできません

⑨ 家賃の3か月分の敷金が、支払える方

⑩ 入居に際して連帯保証人1人、身元引受人1人の届出が必要です。

注） 連帯保証人は、市内または近隣市町村居住者で、独立の生計を営み、申込者と同等以上の収入がある方。（親族に限っては、市内または近隣市町村に限らない）。

身元引受人は、市内又は近隣市町村居住者である方。

※収入のない方、生活保護を受給されている方は、連帯保証人にはなれません。

2. 入居を希望される方へ

●特定公共賃貸住宅●

特定公共賃貸住宅は、中堅所得層の良質な住宅ニーズに応えるべく、市が税金を使って建てたものです。入居された場合は、快適な共同生活が営めるようお互いの生活を尊重しあい、入居上のきまりを守ってください。

特定公共賃貸住宅を申し込まれる場合、他の民間住宅とは異なり、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、市条例などに基づき、収入基準をはじめ、いろいろな制限がありますのでご確認ください。

3. 入居申込資格

① 現に同居し、同居しようとする親族があること。

注) 夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申し込みや、他に扶養すべき人のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申し込みはできません。

注) 離婚予定の方は、原則として、入居資格本審査までに離婚を証明する書類（戸籍抄本や離婚届受理証明等）が提出されないときは、失格となります。

注) 内縁関係にある方（住民票で確認できる場合のみ）は、住民票の続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と記載する届出を入居資格本審査までに完了していないときは、失格となります。

注) 性的少数者でパートナーシップ関係にある方も申込できます。この場合、その関係を福岡県が発行した福岡県パートナーシップ宣誓書受領証によって、原則として入居資格本審査までに確認できる方に限ります。

注) 申込書の記載と異なる世帯構成で入居したとき（婚姻予定者の変更を含む）は、失格となります。（ただし、出生・死亡等は除く）

注) 婚姻予定の方は、原則として、入居資格本審査までに婚姻を証明する書類（戸籍抄本や婚姻届受理証明等）が提出されないときは、失格となります。

② 申込者及び同居しようとする親族全員の収入を含め、諸控除後の月収が、**15万8千円～48万7千円**の人。

③ 自ら居住するために住宅を必要とする人（セカンドハウスは不可）。

④ 税を滞納していない方。

注) 申込者または同居しようとする親族で、税金等滞納がある場合は申し込みできません。

⑤ 申込者または同居親族が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

注) 警察署に照会させていただきます。

⑦ 過去に市営住宅に入居していた方については、市営住宅の不正な使用などをしたことがないこと。
・無断退去、家賃の滞納、迷惑行為等のトラブル

⑧ 共同生活を円満にすることができる方

・犬、猫等のペットを飼育することはできません

⑨ 家賃の3か月分の敷金が、支払える方

⑩ 入居に際して連帯保証人2人の届出が必要です。

注) 連帯保証人は、市内または近隣市町村居住者で、独立の生計を営み、申込者と同等以上の収入がある方。（親族に限っては、市内または近隣市町村に限らない）。

※収入のない方、生活保護を受給されている方は、連帯保証人にはなれません。

4. 申込の無効・失格

次のような場合は、申し込みが無効となり、受付後、当選しても失格となります。

- (1) 入居資格を満たさないとき
- (2) 入居申込書（申込整理票）に、不正の記載があったとき
注）申込書の記載と異なる世帯構成で入居したとき（婚姻予定者の変更を含む）は、失格となります。ただし、出生・死亡等は、除きます。
- (3) 入居申込書（申込整理票）に、応募記号などの必要事項が記載されていないとき
- (4) 重複申し込みをしたとき
- (5) 家族を不自然に分割又は合併した申し込みをしたとき
- (6) 入居資格審査で、必要書類を期限までに提出されないとき
注）「7.入居資格本審査に必要な書類」を参照してください。
- (7) 入居説明会に欠席されたとき

5. 入居に関する留意事項

- (1) 入居する世帯全員が団地内における共同生活を円満に営むことができる方々であること。
 - ・市営住宅では、各団地に自治会があり、団地内の清掃や駐車場の管理等をおこなっていますので、必ず自治会には加入していただきます。
 - ・団地の管理人及び自治会等の役員については、入居者の中から選ぶことになっていますので、役員等をしていただくことがあります。
- (2) 入居のとき申込書に記載した方全員が、入居指定日から14日以内に入居することが必要です。
- (3) 市営住宅は入居後も毎年、世帯全員の収入を報告していただき、翌年4月からの家賃を決定します。なお、月平均収入額が入居基準額を超える収入があるときは、明渡しの努力義務又は明渡し義務が発生します。
- (4) 入居の許可を受けていない方を同居させた時は、不正入居として住宅を明け渡していただきます。
- (5) 浄化槽の清掃費用や共同施設等の電気料、水道料、その他維持管理に要する費用及び駐車料は家賃に含まれませんので、団地の共益費または自治会費として支払っていただきます。
- (6) 照明器具・網戸等はありません。
- (7) 犬・猫等の動物を飼うことはできません。
- (8) 駐車場が整備されていない団地がありますので、入居者自身で駐車場の確保をしていただく団地があります。退去時には、畳・ふすまの張り替えを行っていただきます。

6. 申込方法

(1) 申込み

申込整理票（郵便はがき、切手2枚を含む）を「筑後市役所 都市対策課」に提出してください。

受付時間 平日の8：30～17：15

- ① 申込みは、**1世帯につき1住宅のみ**申込みことができます。2住宅以上申込まれると、全部の申込みが無効となります。
- ② 申込整理票（郵便はがきを含む）に、応募記号を1つ記入してください。
- ③ 申込整理票（郵便はがきを含む）の「住所」、「氏名」欄は、確実に郵便が届くよう詳細に記入してください。また、自宅（携帯）電話番号等も必ず連絡がとれる番号を記入してください。
- ④ 単身で申込みができる住宅は、募集住宅一覧表の「**単身入居可能住宅**」と記載されている団地のみです。これ以外の団地を単身で申込まれても失格となりますのでご注意ください。

※随時募集の際には、一般世帯向住宅にも単身で申し込みができます。

※2人以上の世帯でも、単身入居可の住宅に申込みができます。

- ⑤ 申込期間後の受付はできませんので、期間内に申込みをしてください。

特定公共賃貸住宅は世帯全員分の収入が分かる書類の提出が必要です。

収入の分かる書類は次のとおりです。

給与所得者（現在の勤務先に、令和5年1月1日以前から引き続き勤務している方）	源泉徴収票（令和5年分）
事業所得者（令和5年1月1日以前から現在まで引き続き事業をしている方）	確定申告の写し（令和5年分）
令和6年1月2日以降に勤務を開始した方	給与支払証明書（※別様式1）
令和6年1月2日以降に事業を開始した方	事業所得申告書（※別様式1）
年金受給者	源泉徴収票（令和5年分）
退職した方、長期無職など	特に必要ありません。（※ただし、資格審査時には関係書類が必要です）

(2) 抽選

公開抽選については、「募集案内」の表紙、及び「抽選番号のお知らせ」のはがきに記載している日時・場所で行います。抽選会には出席されなくても、当落の結果に影響しません。抽選の結果は、「抽選結果のお知らせ」のはがきにて通知いたします。電話でのお問い合わせはご遠慮ください。

団地及び住宅タイプ別に抽選結果がでますので、申込整理表の希望住宅タイプ欄等の記入にご注意ください。

(3) 入居資格本審査

抽選の結果、当選された方は、入居資格本審査を行います。窓口で配布しますので、必要事項を記載のうえ、必要書類を添えて、提出してください。

補欠者の方については、当選者の入居辞退等により、繰り上げ当選が可能になれば、個別に資格審査のご連絡をします。

注）書類の受け取り及び提出期限は、「募集案内」の表紙、及び「抽選結果のお知らせ」のはがきに記載しております。

注）入居資格本審査の必要書類を期間内に提出されなかった方は失格となります。

7. 入居資格本審査に必要な書類

(1) 市営住宅または特定公共賃貸住宅入居申込書

- ・申込みができる住宅は、1世帯につき1住宅のみです。
- ・記載の漏れ・誤りや不正の記載等がないように、記載してください。

(2) 過去1年間の収入を証明する書類

- ・年金受給者、専業主婦等、19歳以上であれば収入がない場合も必要です。
- ・詳しくは、「表1 申込者及び同居親族の収入を証明する書類」を参照して下さい。

(※ただし、特定公共賃貸住宅のお申込者は申込整理票提出の際にすでに提出している書類は省くことができます。)

(3) 市町村が発行する納税証明書

- ・納税証明は、現在までの市・県民税、国保税等全ての税について必要です。
- ・非課税（納税が無い）の場合は、その証明が必要です。
- ・筑后市居住の方は、「滞納のない証明書」を提出してください。

(4) 申込者及び同居しようとする親族及び扶養親族の中で、該当するときに提出するもの

- ・詳しくは、「表2. 申込者及び同居親族、扶養親族において該当する場合」を参照してください。
- ・障害者、戦傷病者等の方は、それを証明するもの
- ・婚姻予定の方は、誓約書（別様式5）（当選者のみ配布）

(5) 倍率優遇世帯、単身申込などの、入居資格や優遇措置資格を証明する書類

- ・資格を証明する書類等が無いと、申し込みが無効となります。

(6) その他市が必要と認める書類

***提出期限までに、書類の不備等がないように提出ください。**

***提出された書類はお返しできませんのでご了承ください。**

8. 市営住宅の倍率優遇措置について

住宅に申込みにおいて、下記の（１）～（４）のいずれかに該当する世帯については、２つの抽選番号（連番）を割り当てます。また、井田団地に限り下記の（５）に該当する世帯について、４つの抽選番号（連番）を割り当てます。

なお、斡旋順位決定後の取扱いについては、一般の方と同じです。

注）入居資格本審査等で、倍率優遇措置の要件を証する書類の提出が必要です。要件を満たしていないことが判明した場合は、失格となります。

(1) 高齢者世帯

申込者の年齢が６０歳以上の者で、同居する親族が、次のいずれかで構成している世帯

- (ア) 配偶者
- (イ) １８歳未満の児童
- (ウ) ６０歳以上の親族
- (エ) 下記の障がい者である世帯

※申込者のみの単身世帯の場合は、募集一覧表に単身入居可能住宅とされた住宅のみです。

(2) 障がい者世帯

申込者又は、同居する親族に、次のいずれかに該当する人がいる世帯

- (ア) 身体障害者手帳の交付を受けた方で、身体上の障がいが１級から４級の方のいる世帯
- (イ) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている１級から２級の方のいる世帯
- (ウ) 療育手帳の交付を受けている重度又は中度程度（Ｂ２又はＢの軽度は除く）の方のいる世帯
- (エ) 戦傷病者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が第１款症以上の方のいる世帯

(3) ひとり親世帯（DV 被害者世帯を含む）

配偶者のいない者（※）で、子（２０歳未満）を扶養している世帯

なお、配偶者がいない者とは、内縁関係にある者、パートナーシップ関係のある者、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

DV 被害者世帯（申込整理票の「倍率優遇世帯」の「ひとり親世帯」に○印をつけてください）

配偶者から身体的暴力等を受けている世帯（単身者は、除きます）

入居資格本審査時に、公的機関等による DV 被害者であることの事実が確認できる書類が必要です。

(4) 多子世帯

同居親族の中に１８歳未満の子が３人以上（胎児も含む）いる世帯

３人目を妊娠中の方は、申込書の「同居しようとする親族」の欄に「胎児あり」と記載し、入居資格本審査時に母子手帳の写しが必要です。

※ただし、胎児については同居者所得控除の対象にはなりません。